

平成27年度

部会員会議  
報告書

平成27年3月23日（月）  
於：松阪商工会議所



公益社団法人 松阪法人会青年部会





# 平成26年度 部会員会議 次第

開催場所・・・松阪商工会議所3階 第2研修室

1. 開会のことば 午後3時30分～
2. 来賓紹介
3. 部会長あいさつ
4. 報告事項
  - (1) 平成26年度事業報告及び収支報告（中間報告）
  - (2) 役員選任の件
  - (3) 平成27年度事業計画及び収支予算
5. 来賓祝辞
6. 閉会のことば

---

## 税務研修会

午後4時～

演題：「税にまつわるエトセトラ」  
～ 税の徴収最前線 ～

講師：松阪税務署 法人課税第一部門  
統括国税調査官 山澤 満久 氏

---

《会場移動》 緑のレストラン ルヴェール 松阪市宮町150-5

---

## 懇談会

午後5時30分～

卒業式

# 事 業 報 告

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

## 1. 諸会議等

開催日	名称	主たる議題	出席数
平成26年 5月27日	役員会	本会理事会の報告 役員交代について 親子そろって夏休み税金セミナー「寸劇」について 大人の交流会について 視察研修会について 全国青年の集い「秋田大会」について	15
6月27日	東海連 青連協情報交換会・総会		2
7月2日	役員会	親子そろって夏休み税金セミナー「寸劇」について 署長講演会と税トーク開催について 大人の交流会（婚活事業）開催について 全国青年の集い「秋田大会」参加について 税関視察研修会開催について	12
7月16日	寸劇 練習会	親子そろって夏休みぜいきんセミナー「寸劇」練習会	15
7月18日	寸劇 練習会	親子そろって夏休みぜいきんセミナー「寸劇」練習会	14
7月23日	寸劇 練習会	親子そろって夏休みぜいきんセミナー「寸劇」練習会	14
7月31日	大人の交流会打合せ会		9
8月8日	寸劇 練習会	親子そろって夏休みぜいきんセミナー「寸劇」練習会	15
8月18日	寸劇 練習会	親子そろって夏休みぜいきんセミナー「寸劇」練習会	16
8月21日	寸劇 練習会	親子そろって夏休みぜいきんセミナー「寸劇」練習会	14
9月9日	大人の交流会打合せ会		3
9月18日	役員会	親子そろって夏休み税金セミナー「寸劇」の反省等について 青年の集い「秋田大会」参加について 大人の交流会（婚活事業）開催について 署長講演会&税トーク開催について 今後の事業予定について	13
10月15日	大人の交流会打合せ会		3
10月17日	大人の交流会打合せ会		5

平成27年 1月14日	役員会	大人の交流会（婚活事業）の反省 任期満了に伴う役員改選について 平成27年事業計画案、予算案について 部会員会議・税務研修会開催について	14
1月16日	青年部会連絡協議 会事前打合せ会	第28回情報交換会開催について 青年部会のあり方の件	2
2月24日	新旧役員会	県 連絡協議会の報告 平成27年度事業計画案、予算案について 福利厚生制度について	16
3月23日	部会員会議	議案 任期満了に伴う役員改選について 報告事項 平成27年事業計画、予算について 平成26年事業報告、収支報告について	

## 2. 研修事業等

開催日	名称	主たる議題	出席数
平成26年 5月27日	ワンポイント 税務研修会	<b>統括官のワンポイント税務研修</b> テーマ：平成26年度税制改正（法人税） ちょっと気をつけて印紙税 講師：松阪税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 吉田 和博 氏	15
7月28日	税務署長へ あいさつ	寸劇シナリオ持参	9
8月20日	親子そろって夏休み 税金セミナー （松阪地区租税教育推進 協議会主催）	<b>施設見学「松阪消防署・松阪警察官」</b> 寸劇 ポナと税の王様 (本会共催)	38 (関係者) 16
9月3日	夏期講演会・懇談会	<b>講演会</b> テーマ：税制改正 ～相続税改正を中心として 講師：税理士 西川 明樹 氏 <b>懇談会</b> (本会共催)	33
9月18日	ワンポイント 税務研修会	<b>統括官のワンポイント税務研修</b> テーマ：印紙税について 講師：松阪税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 山澤 満久 氏	13
9月26日	中部国際空港と 税関視察研修会	中部国際空港セントレア旅客ターミナルビル（出国・入国 税関検査場）施設見学 税関の仕事・役割等について 麻薬探知犬のデモンストレーション	12

10月12日	租税教室講師養成研修会		2
10月22日	2014 大人の交流会	楽しい優雅なひと時をすごしませんか！！ in クラブイタリ	36 (関係者) 17
11月9日	第18回 歩け歩け大会	まつさかを 歩いて健康になろう！！ ～中部台公園周辺・本居宣長奥墓～（本会・女性部会共催）	180
11月14日	署長講演会と税トーク 交流会	<b>第1部 署長講演会</b> 演 題：「納税者の救済について」 ～税務調査と不服申し立て制度へ～ 講 師：松阪税務署長 五百田 生雄 氏 <b>第2部 統括官と税トーク</b> テーマ：直撃！！税トーク ～個人・資産・法人統括官による～ <b>第3部 交流会</b>	27
11月20日		<b>租税教育活動プレゼンテーション</b>	1
		<b>部会長ウエルカムパーティー</b>	1
11月21日	第28回法人会 全国青年の集い 「秋田大会」	「ユタカナ国へ あきた美じょん」 円卓会議 部会長サミット 10年後へ向けたアクションプラン <b>租税教育活動パネル展示</b> <b>記念講演会</b> 演 題：「リーダーはいかにあるべきか」 ～ユタカナ国・美しい心をつなぐために～ 講 師：読売新聞特別編集委員 橋本 五郎 氏	5
12月5日	署長講演会	演 題：「知って得する？税制改正について」 講 師：松阪税務署長 五百田 生雄 氏（本会共催）	7
平成27年 1月 7日	新春対談	松阪税務署長との対談	2
1月14日	ワンポイント 税務研修会	<b>統括官のワンポイント税務研修</b> テーマ：税にまつわるエトセトラ ～税の事件簿《使途秘匿金》～ 講 師：松阪税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 山澤 満久 氏	15
2月13日	確定申告広報パレード	松阪市内巡回	4
3月23日	税務研修会・懇談会	<b>税務研修</b> テーマ：税にまつわるエトセトラ ～税の徴収最前線～ 講 師：松阪税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 山澤 満久 氏 <b>懇談会・卒業式</b>	25

# 収 支 報 告 書

(平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日)

( 参 考 )

## 収入の部

科 目	金 額	摘 要
負 担 金	219,000 円	通常会費(2月末)
会員親睦事業収益	194,000	研修参加負担金他
雑 収 益	20,000	預金利息・税務署参加会費他
繰 越 金	954,316	前年度繰越金
計	1,387,316 円	

## 支出の部

科 目	金 額	摘 要
事 業 費	422,140 円	事業活動費
旅 費 交 通 費	169,802	県連会議・全国青年の集い・視察研修会等旅費
通 信 運 搬 費	7,731	開催通知・負担金請求
会 議 費	21,163	役員会・実行委員会他
印 刷 製 本 費	1,361	議案書製本費等
雑 費	2,000	慶弔費・振込手数料
本 会 返 戻 金	763,119	次年度繰越金
計	1,387,316 円	

## 役 員 選 任

	氏 名	法 人 名
部会長	田 村 充 宏	(株) 田村組
副部会長	世 古 俊 子	(株) マスダ
	中 村 保 之	(株) フレンズ
	庄 司 榮 樹	(株) 庄栄
委員長	田 替 藤 健 二	(株) 田替藤商店
	湊 久 幸	三重塗料 (株)
	安 達 正 喜	(有) 教學舎 松阪乳幼稚園
副委員長	熊 谷 義 彰	ジェイビーツーリスト (株)
	小 山 貴 志	(有) 三協保道
	庄 司 愛	(株) 安田損害保険三重代理店
	土 井 淳 子	(株) みなとや呉服店
	檜 井 慎	クラギ (株)
	東 村 直 哉	明松ホーム (株)
	宮 本 秀 模	(株) 宮本組
	水 谷 武 史	大同生命保険 (株)
顧問	中 井 俊 彦	中井土木 (株)
	村 井 浩 一	(株) アドバンス中央
相談役	千 原 宏 文	(株) 松阪マツダ

公益社団法人松阪法人会 青年部会



## 平成27年度 事業計画

開催年月	本会事業	会 議 ・ 事 業 名
平成27年 4月	理事会(4/27)	役員会 「行ってみよう税! 税探検隊」打合せ会
5月	総会(5/27) 理事会(5/27)	役員会(5/25) 「行ってみよう税! 税探検隊」打合せ会・教育委員会との打合せ
6月	県 通常総会 (6/ )	親子そろって夏休み税金セミナー打合せ会 県 青年部会連絡協議会役員会(6/29) 東 青年部会連絡協議会情報交換会・定時総会(6/29)
7月		役員会 「行ってみよう税! 税探検隊」打合せ会 税務署長あいさつ 「行ってみよう税! 税探検隊」(7/29) 親子そろって夏休み税金セミナー打合せ会
8月		親子そろって夏休み税金セミナー打合せ会 役員会 親子そろって夏休み税金セミナー(租推協主催・親会共催) 夏休み親子映画会(女性部会主体)(8/22)
9月	理事会 夏期講演会	夏期講演会(親会共催) 役員会 署長講演会と税トーク 租税教育活動勉強会
10月	歩け歩け大会	役員会 生活習慣病総合健診 歩け歩け大会(親会・女性部会共催)
11月		役員会 税を考える週間行事 情報交換会(11/6) 税制改正要望(陳情) 青年の集い「茨城大会」(11/19~11/20)
12月	署長講演会	署長講演会と懇談会(親会共催) 親睦忘年会
平成28年 1月		署長との新春対談(親会・女性部会共催) 役員会
2月	理事会	確定申告広報宣伝パレード 生活習慣病総合健診
3月	東海大会	役員会 会員会議・税務研修会・卒業式・懇談会

# 収 支 予 算 書

(平成27年4月1日 ～ 平成28年3月31日)

( 参 考 )

## 収入の部

科 目	金 額	摘 要
負 担 金	240,000 円	通常会費
会 員 親 睦 事 業 収 益	120,000	研修参加負担金他
雑 収 益	20,000	預金利息・税務署参加会費他
繰 越 金	763,119	前年度繰越金
計	1,143,119 円	

## 支出の部

科 目	金 額	摘 要
事 業 費	850,000 円	事業活動費
旅 費 交 通 費	150,000	県連会議・全国青年の集い・視察研修会等旅費
通 信 運 搬 費	20,000	開催通知・負担金請求
会 議 費	50,000	役員会・実行委員会他
印 刷 製 本 費	10,000	議案書製本費等
雑 費	30,000	慶弔費・振込手数料
予 備 費	33,119	次年度繰越金
計	1,143,119 円	

科目間の流用を認める。

## 公益社団法人松阪法人会 部会運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人松阪法人会（以下「本会」という。）定款第40条の規定に基づき、部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (部会組織)

第2条 本会に次の部会を設置する。

(1) 青年部会

(2) 女性部会

2 必要に応じ、理事会の承認を得て臨時の部会を置くことができる。

### (部会の権限)

第3条 部会は、本会の事業計画に従って各部会の実状に応じた事業を自主的かつ積極的に推進するものとする。

### (部会会計)

第4条 部会の会計は、原則として本会の会計責任者が管理する。ただし、部会に移管されたものについては、それぞれの責任者が管理できるものとする。

2 部会の収支については、遅滞なく本会会長に報告しなければならない。

### (部会員)

第5条 部会員の資格等については、別に定める会則によるものとする。

### (部会役員)

第6条 部会には、部会運営に必要な役員を置き、部会員の中から選任する。

2 部会役員のうち1名を部会長、若干名を副部会長とし、部会役員の内選により選任する。

### (顧問・相談役)

第7条 部会に顧問・相談役を置くことができる。

2 顧問・相談役は、役員会の推薦により部会長が委嘱する。

3 顧問・相談役は、部会長の諮問に応じる。

### (部会役員職務)

第8条 部会長は、所属部会を代表する。

2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故ある時はその職務を代行する。

### (部会役員任期等)

第9条 部会役員任期等については、本会役員規定を準用する。

### (部会の会議)

第10条 部会の会議は、部会員会議及び役員会とし、必要に応じて部会長がこれを招集する。

2 部会員会議は部会員の全員をもって組織し、役員会は部会役員全員をもって組織する。

3 部会員会議及び役員会の議長は、部会長をもってこれに充てる。

4 部会における会議の運営については、本会定款の規定を準用する。

### (本会への報告)

第11条 部会長は、会員会議及び役員会の審議事項のうち重要なものについて、遅滞なく本会会長に報告するものとする。

### (改廃)

第12条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

### 附 則

この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

## 公益社団法人松阪法人会 青年部会会則

(名 称)

第 1 条 この会は、公益社団法人松阪法人会（以下「本会」という。）青年部会（以下「本部会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本部会は、事務所を本会事務局に置く。

(目 的)

第 3 条 本部会は、本会部会運営規程第3条の規定に基づき、青年の持つ柔軟な発想と行動力をもって、本会の事業を積極的に推進するとともに、研修会及び親睦交流等を通じて次代を担う若者としての資質向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本会の行う各種行事への参画及び推進
- (2) 税務及び経営に関する研修会、講演会及び懇談会の開催
- (3) 会員相互の啓発と親睦を図るための行事
- (4) その他、本部会の目的達成に必要な事業

(部会員)

第 5 条 本部会の部会員は、本会の会員企業に所属する、満50歳以下役員または従業員で、本部会の目的及び事業に積極的に協力し、本部会の趣旨に賛同する者によって組織する。

(委員会)

第 6 条 部会活動の充実を期することを目的とする委員会を置くことができる。

- 2 委員長、副委員長は部会長が指名し、役員会の承認を得る。

(負担金)

第 7 条 本会の運営に必要な経費は、原則として、本会の定める予算によってまかなうものとする。

- (1) 部会の運営に充てるため、毎年度3,000円の負担金を支払わなければならない。
- (2) 部会長は、必要に応じて臨時の負担金を徴収できるものとする。

(入 会)

第 8 条 本部会に入会を希望する者は、別に定める「公益社団法人松阪法人会青年部会入会申込書」に所要事項を記載し、本会事務局に提出する。

(退 会)

第 9 条 本部会の退会を希望する者は、別に定める「公益社団法人松阪法人会青年部会退会届」に所要事項を記載し、本会事務局に提出する。ただし、本会の会員資格を喪失した事業所の役員及びその従業員は、「公益社団法人青年部会退会届出書」を提出しなくても、本会事務局で退会の手続きをすることができる。

(その他)

第 10 条 この会則に定めがない事項については、役員会の決議を経て取り扱うものとする。

(改 廃)

第 7 条 この会則を改廃するときは、役員会の承認を得なければならない。

附 則

この会則は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。



法人会の基本的指針

法人会は

よき経営者をめぐるものの団体として  
会員の積極的な自己啓発を  
納税意識の向上と  
企業経営および社会の  
健全な発展に貢献します

法人会のキャッチフレーズ

めざします 企業の繁栄と社会への貢献(法人会)